

「令和6年度第4四半期の  
電話のユニバーサルサービス交付金  
の算定方法の在り方」  
答申(案)

令和7年4月2日

情報通信審議会  
電気通信事業政策部会

## 目次

1. 検討の背景.....	1
2. 令和6年度第4四半期の第一種交付金の算定方法の在り方.....	2
検討事項1 第8次PSTN-LRICモデルによる補填額算定値と第9次IP-LRICモデルによる補填額算定値の加重平均値.....	3
検討事項2 第9次IP-LRICモデルの適用に際し、実際にはメタル回線で設置されている加入者回線を光回線とみなすかどうか.....	5
検討事項3 第9次IP-LRICモデルの適用におけるモデル外補正の実施の有無(アクセス網の設備配置ロジック).....	7
3. 今後に向けて.....	9

### 資料編

資料1 「令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方」諮問書(諮問第1240号).....	11
資料2 電気通信事業政策部会 名簿.....	13
資料3 ユニバーサルサービス政策委員会 名簿.....	14
資料4 電気通信事業政策部会及びユニバーサルサービス政策委員会開催状況.....	15
資料5 「令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方」答申(案) 概要.....	16
資料6 電話のユニバーサルサービス制度の概要.....	18

## 1. 検討の背景

平成 19 年から交付が開始された電話のユニバーサルサービス交付金(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。)第 109 条に規定する交付金をいう。以下「第一種交付金」という。)の算定方法の在り方については、これまで累次の情報通信審議会答申において提言を取りまとめており、令和 4 年度以降については「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」(令和 4 年 9 月 20 日 情報通信審議会答申。以下「令和 4 年答申」という。)において提言されている。

令和 4 年答申においては、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)が明らかにした両社における固定電話の IP 網への移行計画を踏まえ、IP 網への移行期間(令和 4 年 4 月から令和 6 年 12 月まで)における第一種交付金に係る補填額の算定に当たっての LRIC モデルの適用方法についての考え方を取りまとめる一方、IP 網への移行後(令和 7 年 1 月以降)についての考え方は、実際の移行の進展等を考慮する必要があること等により、調査検討を深めていない。

今般、NTT 東日本及び NTT 西日本における固定電話の IP 網への移行期間が終了することに伴い、その実施状況も踏まえて、令和 7 年 1 月以降についての考え方を取りまとめるべく令和 6 年中から調査検討を行ったものである。

なお、第一種交付金に係る制度において、法第 106 条第 1 項の規定により総務大臣が指定した基礎的電気通信役務支援機関(一般社団法人電気通信事業者協会。以下単に「支援機関」という。)は、年度ごとに、交付金の額等を算定し毎年 9 月末までに総務大臣に認可申請をしなければならないこととされており、また、法第 108 条の規定により総務大臣が指定した第一種適格電気通信事業者(NTT 東日本及び NTT 西日本)は、第一種交付金の額を算定するための資料として、その算定の前年度における電話のユニバーサルサービスの提供に要した原価及び収益の額等を毎年 8 月末までに支援機関に届け出なければならないこととされている。

このため、今般、令和 7 年 8 月末までに届け出られる令和 6 年度の原価及び収益の額等の算定のために必要となる令和 6 年度第 4 四半期(令和 7 年 1 月から 3 月まで)の補填額の算定に係る LRIC モデルの適用方法等について調査検討を行い、その考え方について提言を行うこととしたものである。

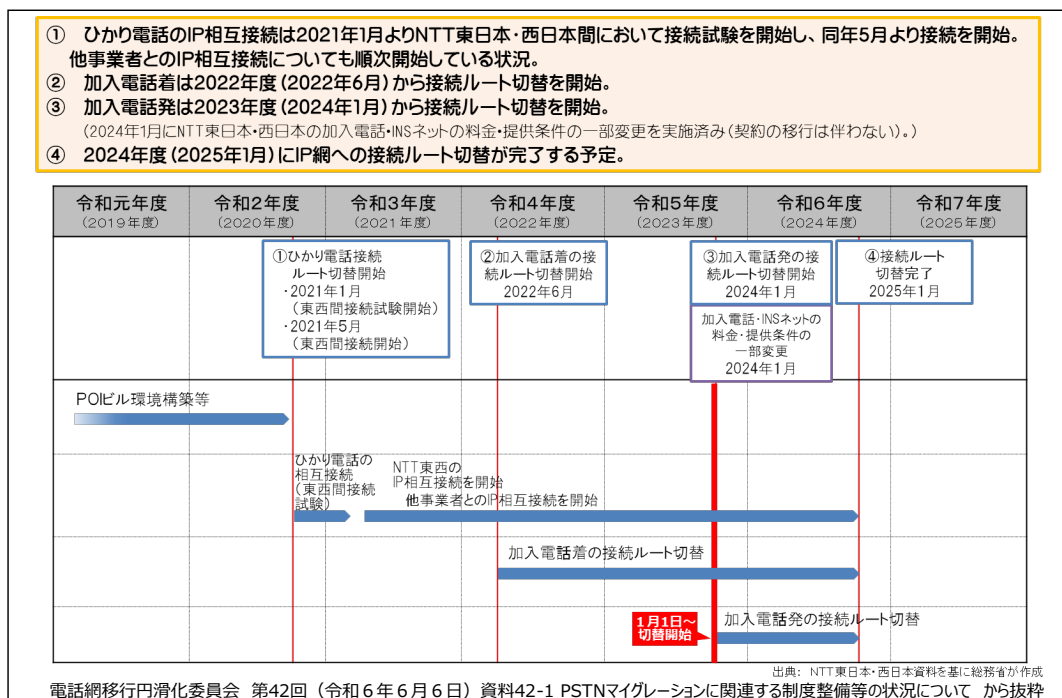
## 2. 令和6年度第4四半期の第一種交付金の算定方法の在り方

令和4年答申において触れられていない、固定電話のIP網への移行後(令和7年1月以降)の第一種交付金に係る補填額の算定に当たって検討すべきLRICモデルの適用方法は次の3点に集約され、令和6年度第4四半期の算定方法の在り方についてこの順に調査検討を行うこととした。

### 検討事項

- 1 第8次 PSTN - LRIC モデルによる補填額算定値と第9次 IP-LRIC モデルによる補填額算定値の加重平均値について
- 2 第9次IP-LRICモデルの適用に際し、実際にはメタル回線で設置されている加入者回線を光回線とみなすかどうか
- 3 モデル外補正の実施の有無(第9次IP-LRICモデルのアクセス網の設備配置ロジック)

図表1 NTT 東日本及び NTT 西日本における IP 網への移行工程



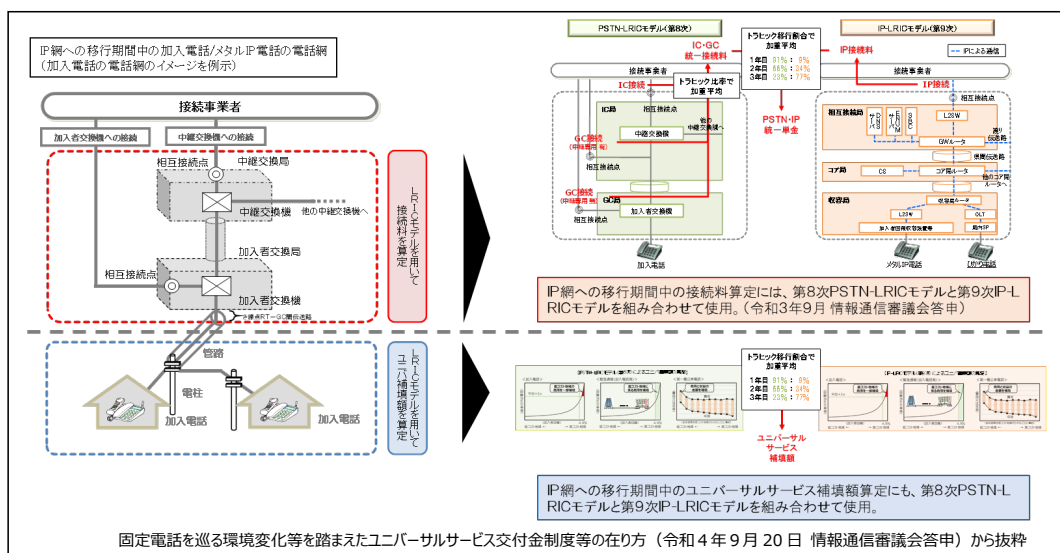
## 検討事項1 第8次 PSTN-LRIC モデルによる補填額算定値と第9次 IP-LRIC モデルによる補填額算定値の加重平均値について

### 1) 令和6年 12 月までの対応方針と検討の必要性

令和4年答申において、令和6年 12 月までの補填額の算定については、第8次PSTN-LRICモデルによる補填額算定値と第9次IP-LRICモデルによる補填額算定値の加重平均値をとることとし、加重平均比率は接続料算定時と同一の比率を適用することが適当との考え方が示されている。令和6年4月から12月までの第8次:第9次の比率は、接続料算定時と同一のものとして、23%:77%の比率を用いることとされている。

この点につき、令和6年度第4四半期に適用すべき考え方を検討する必要がある。

図表2 LRIC 方式による IP 網への移行期間中の接続料及び補填額の算定



図表3 第一種交付金に係る補填額の算定に用いる令和4年以降の第8次モデルと第9次モデルの加重平均比率

	第8次モデル (PSTN-LRIC)	第9次モデル (IP-LRIC)
令和4年度	91%	9%
令和5年度	66%	34%
令和6年度 第1～第3四半期	23%	77%

## 2) 主な意見

### ① 電気通信事業者の意見

- 令和7年1月までには IP 網への接続ルートの切替の完了を予定していること、音声接続料においても令和6年度第4四半期は第9次 IP-LRIC モデルを100%として算定される整理となっていることから、第9次 IP-LRIC モデルを100%として算定することでよいのではないか。
- 令和7年1月以降、PSTN 網から IP 網への移行が完了する予定であることを踏まえれば、令和7年1月以降の第一種交付金に係る補填額の算定については、第8次 PSTN-LRIC モデルを用いずに、第9次 IP-LRIC モデルのみで算定することが適当ではないか。
- IP 網への移行に伴い、電気通信事業法施行規則等における PSTN に係る電気通信設備の機能や算定に関する規定が、令和7年1月以降削除されることから、令和6年度第4四半期における第一種交付金に係る補填額の算定については第9次 IP-LRIC モデルを適用する方法が適当ではないか。
- PSTN マイグレーションは予定通り令和7年1月時点で完了していることから、第9次 IP-LRIC モデルのみで第一種交付金算定を行うことが適当ではないか。

### ② 委員の意見

- 電気通信事業者の意見の方向(第9次 IP-LRIC モデルのみで算定)で良いのではないか。
- 令和7年度以降の補填額の算定方法については、接続料算定や LRIC モデルの設定なども含め、全体的に見直していくため、今後、別途の丁寧な議論が必要ではないか。

## 3) 令和6年度第4四半期の対応方針

第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本及び NTT 西日本は、計画どおり令和7年1月までにIP網への移行を完了したことから、令和6年度第4四半期の補填額の算定については、第8次PSTN-LRICモデルを用いずに、第9次IP-LRICモデルのみで算定することが適当である。

## 検討事項2 第9次IP-LRICモデルの適用に際し、実際にはメタル回線で設置されている加入者回線を光回線とみなすかどうか

### 1) 令和6年12月までの対応方針と検討の必要性

令和4年答申において、令和6年12月までの第9次IP-LRICモデルによる補填額の算定に際しての加入者回線の取扱いについては、接続料算定に用いるモデルと補填額算定に用いるモデルの整合性を図るため、実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づき補填額を算定することが適当との考え方が示され、そのように取り扱われてきた。

この点につき、令和6年度第4四半期に適用すべき考え方を検討する必要がある。

### 2) 主な意見

#### ① 電気通信事業者の意見

- 令和6年度第4四半期においては、引き続きアクセス回線は継続してメタル回線が設置されている状況に変わりなく、音声接続料の算定との整合(令和6年度第4四半期はメタル回線を採用)も鑑みれば、実際に設置されている回線種別(メタル回線)とすることが適当ではないか。
- 「IP 網への移行後の音声接続料の在り方」(令和6年6月17日 情報通信審議会答申。以下「令和6年音声接続料答申」という。)において、「接続料算定方法の適用期間においては、第9次 IP-LRIC モデルの適用に当たり、実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づき接続料を算定することが妥当」とされている。そのため、第一種交付金に係る補填額の算定においても、接続料算定と同様に、メタル回線として算定することが適当ではないか。ただし、LRIC は、現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を前提として通信網を構築した場合の費用を算定する方法であることから、令和7年4月以降の算定に当たっては、第9次 IP-LRIC モデルの加入者回線選択ロジック(メタル回線と光回線の経済比較又はそれに相当する比較により低い方を採用)の適用について検討すべきではないか。
- 令和6年度第4四半期においては、接続料算定と同様、実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づき算定することによいのではないか。一方で、NTT 東日本及び NTT 西日本が令和17年にメタル回線の維持限界を迎えることを公表し、現に光回線への移行を進めていることを踏まえ、LRIC モデルにおける光回線への置き換えを進めるべく、令和7年度第1四半期以降に適用する LRIC モデルにおける加入者回線の取扱いについて、ユニバーサルサービス政策委員会において第一種交付金への影響を含め速やかに検討すべきではないか。

- 令和6年度第4四半期においても、継続してアクセス回線にメタル回線が用いられる実態を踏まえれば、実態の回線種別(メタル回線)に基づいたコスト算定を行うことが適当ではないか。

## ② 委員の意見

- 電気通信事業者の意見の方向(実際に設置されている回線種別に基づく算定)で良いのではないか。
- (再掲)令和7年度以降の補填額の算定方法については、接続料算定やLRICモデルの設定なども含め、全体的に見直していくため、今後、別途の丁寧な議論が必要ではないか。

## 3) 令和6年度第4四半期の対応方針

令和7年1月から令和10年3月までの接続料算定方法として第9次IP-LRICモデルの適用に当たり実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づき接続料を算定することが妥当であるとの令和6年音声接続料答申における考え方に鑑みれば、令和6年度第4四半期の補填額算定についても同様に、実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づくことが妥当である。

### 検討事項3 モデル外補正の実施の有無(第9次IP-LRICモデルのアクセス網の設備配置ロジック)

#### 1) 令和6年12月までの対応方針と検討の必要性

第9次IP-LRICモデルについては、長期増分費用モデル研究会(座長:齊藤忠夫 東京大学名誉教授)での検討において、アクセス網の設備配置ロジックの一部が十分に効率的な設備配置を行えるものとなっておらずその出力においてき線点遠隔収容装置(以下「FRT」(Feeder Remote Terminal の略)という。)が十分に効率的な台数とは考えられないほど多数配置されてしまうことが指摘された。

これを踏まえ、令和4年答申においては、令和6年12月までに限定した暫定的な対応として、第9次IP-LRICモデルをモデル外で補正し、その出力を十分に効率的な設備配置に近付けた上で適用することが妥当との考え方が示され、そのような対応がなされてきた。

この点につき、令和6年度第4四半期に適用すべき考え方を検討する必要がある。

#### 2) 主な意見

##### ① 電気通信事業者の意見

- 令和6年度第1四半期から第3四半期までにおいては、既にモデル外補正をするということが令和4年答申において示されていることから、仮に、令和6年度第4四半期において、これに代えて別の手法を用い、その結果、同一年度内において異なるモデルを適用することになれば、実務上過度な負担となる。このことに鑑みれば、FRT 設置台数のモデル外補正を継続することもやむを得ないのではないか。
- 第9次 IP-LRIC モデルにおいて、アクセス網の設備配置ロジックの一部が十分に効率的なものとなっておらず、この問題に対処するために、令和6年12月までに限定した暫定的な対応としてモデル外補正が行われたと認識している。現時点においても、アクセス網の設備配置ロジックの一部が十分に効率的なものとなっていない状況であること、またユニバーサルサービス料を負担する利用者の負担抑制の観点も重要であることも踏まえ、令和6年度第4四半期の第一種交付金制度に基づく補填額の算定に当たり、モデル外補正を継続することが適当ではないか。
- モデル外補正はモデル改修までの暫定的な対応として整理されたものであることから、アクセス網の設備配置ロジックを修正したモデルを適用すべきではないか。仮に、アクセス網の設備配置ロジックを修正した結果について議論が不十分であるとか、実運用に当たって非常に工数がかかるといった課題から、令和6年度第4四半期においてモデル外補正を継続する場合は、

少なくとも令和7年度第1四半期以降の補填額算定において修正後のモデルを反映すべく、速やかに検討を進めるべきではないか。

- 設備配置ロジックの問題点が解消されていないこと及びモデル外補正によって実網により近い設備配置になっていると考えられることから、また、利用者に転嫁される負担の観点からも、令和6年度第4四半期においてもモデル外補正の対応を継続することが適当ではないか。

## ② 委員の意見

- 電気通信事業者の意見の方向(モデル外補正の継続)で良いのではないか。
- (再掲)令和7年度以降の補填額の算定方法については、接続料算定やLRICモデルの設定なども含め、全体的に見直していくため、今後、別途の丁寧な議論が必要ではないか。
- 制度の運用に関するコストという点は重要な観点だと感じており、事業者や支援機関、総務省における作業負担といったことにも十分配慮しながら今後の制度設計を進めるべきではないか。

## 3) 令和6年度第4四半期の対応方針

令和4年答申において指摘されているとおり、本件暫定的な対応はあくまで令和6年12月までの対応とすることが妥当であるものの、設備配置ロジックを見直さずに本件暫定的な対応を廃止するのみでは、十分に効率的とはいえない設備配置に基づき、第一種交付金のみならず法第110条に規定する負担金(以下「第一種負担金」という。)の額も算定されることとなる。また、令和6年度第4四半期のみと同年度の他の四半期とは異なる算定方法を適用するとすれば、第一種適格電気通信事業者や支援機関等における補填額や第一種交付金・第一種負担金の算定作業に過大な負担を生じさせることとなる。

これらを考え合わせると、令和6年度第4四半期の3か月間に限り、本件暫定的な対応を継続させることが妥当である。

### 3. 今後に向けて

この答申は、NTT 東日本及び NTT 西日本において固定電話の IP 網への移行期間が終了し、両社においては計画通り令和7年1月までに IP 網への移行を完了したことも踏まえ、令和6年度第4四半期における第一種交付金に係る補填額の算定に当たっての LRIC モデルの適用方法等の考え方を提言したものである。

電話のユニバーサルサービスを巡る環境は、既存の電話網から IP 網への移行の完了に加え、日本電信電話株式会社から電話時代の中心的な設備であったメタル回線設備は令和 17 年頃を目途に縮退することが表明される一方、令和6年4月には NTT 東日本及び NTT 西日本により携帯電話の電波を利用した電話のユニバーサルサービスであるワイヤレス固定電話の提供が新たに開始されるなど、大きな変化の中にある。

また、情報通信審議会においては、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」(令和5年8月28日 諮問第28号)に係る議論の中で、電話のユニバーサルサービスの確保の在り方についても調査審議を進めてきたところであり、令和7年2月3日に開催された第52回総会において最終答申<sup>1</sup>を取りまとめたところである。

今後、総務省においては、令和7年度以降(令和7年4月以降)における第一種交付金の算定方法の在り方について検討を進めることとなるが、この検討に当たっては、こうした電話のユニバーサルサービスを巡る環境の大きな変化や情報通信審議会における調査審議の内容、さらには今回のこの答申に至る議論の中で明らかとなった電気通信事業者や委員の意見を十分に踏まえ、丁寧な議論を行うよう努めるべきである。

以上

---

<sup>1</sup> 「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」(令和7年2月3日 情報通信審議会 答申)  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000989673.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000989673.pdf)

## 資料編

資料1

(公印・契印省略)

諮問第1240号  
令和6年12月2日

情報通信審議会  
会長 遠藤 信博 殿

総務大臣 村上 誠一郎

諮問書

下記について、別紙により諮問する。

記

令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方

諮問第 1240 号

令和 6 年度第 4 四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方

1 諮問理由

「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」（令和 4 年 9 月 20 日 情報通信審議会答申）において、IP 網への移行期間中（令和 4 年 4 月から令和 6 年 12 月まで）の電話のユニバーサルサービス交付金に係る補填額の算定に当たっての L R I C モデルの適用方法等について考え方が示されているところ。一方で、IP 網への移行後（令和 7 年 1 月以降）の電話のユニバーサルサービス交付金の補填額の算定方法の在り方についての考え方は示されていない。

令和 7 年度認可対象の補填額の算定に当たっては、第一種適格電気通信事業者は、令和 6 年度の前価等を令和 7 年 8 月末までに基礎的電気通信役務支援機関に対して届け出る必要がある。

よって、IP 網への移行後のうち令和 6 年度の前価等に含まれる令和 7 年 1 月～3 月期の補填額の算定に係る L R I C モデルの適用方法等について速やかに整理する必要があるため、この算定に必要な事項について検討するために諮問を行う。

2 答申を希望する事項

令和 6 年度第 4 四半期（令和 7 年 1 月～3 月期）の電話のユニバーサルサービス交付金に係る補填額の算定に当たっての L R I C モデルの適用方法等について

3 答申を希望する時期

令和 7 年 3 月頃 答申を希望

4 答申が得られたときの行政上の措置

答申を踏まえ、所要の制度整備を行う。

## 電気通信事業政策部会 名簿

(敬称略・五十音順)

	氏名	主要現職
部会長	おかだ ようすけ 岡田 羊祐	成城大学 社会イノベーション学部 教授
部会長代理	おおはし ひろし 大橋 弘	東京大学 副学長／大学院 経済学研究科 教授
委員	あさかわ ひでゆき 浅川 秀之	株式会社日本総合研究所 主席研究員／プリンシ パル
委員	あらまき ともこ 荒牧 知子	公認会計士
委員	いしい かおり 石井 夏生利	中央大学 国際情報学部 教授
委員	えさき ひろし 江崎 浩	東京大学 大学院 情報理工学系研究科 教授
委員	たかはし としえ 高橋 利枝	早稲田大学 教授／ケンブリッジ大学 「知の未来」研究所 アソシエイト・フェロー
委員	ふじい たけお 藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション 研究センター 教授
部会長	もりかわ ひろゆき 森川 博之	東京大学 大学院 工学系研究科 教授

※森川部会長は、令和7年1月5日まで、藤井委員は令和7年1月6日から

## ユニバーサルサービス政策委員会 名簿

(敬称略・五十音順)

	氏名	主要現職
主査 専門委員	おおたに かずこ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
主査代理 専門委員	たかはし まさる 高橋 賢	横浜国立大学 大学院 国際社会科学研究院 教授
委員	おかだ ようすけ 岡田 羊祐	成城大学 社会イノベーション学部 教授
委員	ふじい たけお 藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション 研究センター 教授
専門委員	かすが のりひろ 春日 教測	東洋大学 経済学部 教授
専門委員	かまた ひろみ 鎌田 裕美	一橋大学大学院経営管理研究科 教授
専門委員	すなだ かおる 砂田 薫	国際大学 グローバル・コミュニケーション・センタ ー 主幹研究員
専門委員	ながた みき 長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
主査 専門委員	みとも ひとし 三友 仁志	早稲田大学 大学院 アジア太平洋研究科 教授

※三友専門委員は、令和7年1月5日まで、鎌田専門委員は令和7年1月6日から

## 電気通信事業政策部会、ユニバーサルサービス政策委員会 開催状況(今後追記予定あり)

### 1. 電気通信事業政策部会

	開催日	議題等
電気通信事業政策部会 (第 77 回)	令和6年 12 月2日	「令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス 交付金の算定方法の在り方」について (諮問)
電気通信事業政策部会 (第 79 回)	令和7年2月 13 日	「令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス 交付金の算定方法の在り方」について (答申(案)の取りまとめ)

※上記会合はいずれもオンライン会議にて実施。

### 2. ユニバーサルサービス政策委員会

	開催日	議題等
ユニバーサルサービス 政策委員会 (第 38 回)	令和6年 12 月 20 日	「令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス 交付金の算定方法の在り方」について (諮問事項に係る議論・事業者ヒアリング)
ユニバーサルサービス 政策委員会 (第 39 回)	令和7年2月5日	「令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス 交付金の算定方法の在り方」について (事業者ヒアリング・ユニバーサルサービス政策委員会 報告書取りまとめ)
ユニバーサルサービス 政策委員会 (第 40 回)	令和7年3月 21 日～ 同月 25 日	「令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス 交付金の算定方法の在り方」について (答申(案)に対する意見及びその考え方(案)とりまとめ)

※第 38 回、第 39 回はいずれもオンライン会議にて実施、第 40 回はメールにより開催。

# 「令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方」

## 答申（案）（概要）①

### 1. 検討の背景

- 「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」(令和4年9月20日情報通信審議会答申)において、
  - ・IP網への移行期間中(令和4年4月から令和6年12月まで)の電話のユニバーサルサービス交付金に係る補填額の算定に当たってのLRICモデルの適用方法等について考え方を提言
  - ・一方、IP網への移行後(令和7年1月以降)についての考え方は、実際の移行の進展等を考慮する必要があること等により、調査検討を深めていない
- そこで、今般、令和6年度の原価及び収益の額等の算定のために必要となる**令和6年度第4四半期(令和7年1月から3月まで)の補填額の算定に係るLRICモデルの適用方法等**を次の3つの事項に分けて検討・整理

### 2. 検討事項及び対応方針

#### 検討事項1 第8次PSTN-LRICモデルによる補填額算定値と第9次IP-LRICモデルによる補填額算定値の加重平均値

- ◆ 令和6年12月までの対応方針(既定)
  - ✓ 令和6年4月から12月までの「第8次PSTN-LRICモデル」対「第9次IP-LRICモデル」の比率は、接続料算定時と同一のものとし、「23%」対「77%」の比率を用いて、補填額を算定する
- ◆ 令和6年度第4四半期の対応方針
  - NTT東西が令和7年1月までにIP網への移行を完了したことから、第9次IP-LRICモデルのみで補填額を算定することが適当

## 答申（案）（概要）②

### 検討事項2 第9次IP-LRICモデルの適用に際し、実際はメタル回線で設置されている加入者回線を光回線とみなすか

- ◆ 令和6年12月までの対応方針（既定）
  - ✓ 接続料算定に用いるモデルと補填額算定に用いるモデルの整合性を図るため、実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づき補填額を算定する
- ◆ 令和6年度第4四半期の対応方針
  - 令和7年1月から令和10年3月までの接続料算定方法として、実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づき接続料を算定することが妥当であるとの「IP網への移行後の音声接続料の在り方」（令和6年6月17日情報通信審議会答申）の考え方に鑑み、同様に、**実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づき補填額を算定することが妥当**

### 検討事項3 モデル外補正の実施の有無（第9次IP-LRICモデルのアクセス網の設備配置ロジック）

- ◆ 令和6年12月までの対応方針（既定）
  - ✓ 令和6年12月までに限定した暫定的な対応として、FRTの台数については第9次IP-LRICモデルをモデル外で補正し、その出力を十分に効率的な設備配置に近付けた上で適用する。
- ◆ 令和6年度第4四半期の対応方針
  - 同年度の他の四半期とは異なる算定方法を適用することによる第一種適格電気通信事業者や支援機関等における補填額の算定作業の負担等を考慮し、令和6年度第4四半期について同様の暫定的な対応を継続させることが妥当

## 3. 今後に向けて

- 電話のユニバーサルサービスを巡る環境は、「既存の電話網からIP網への移行の完了」、「携帯電話の電波を利用したユニバーサルサービスであるワイヤレス固定電話の提供の開始」など、大きな変化の中にある
- 総務省においては、令和7年度以降（令和7年4月以降）における電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方について検討を進めることとなるが、こうした環境の変化等を十分に踏まえ、丁寧な議論を行うよう努めるべき

# 【参考】電話のユニバーサルサービス制度の概要

- N T T東西独力による日本全国の電話網の維持が困難となったことを踏まえ、2001年（平成13年）の電気通信事業法の改正により、
  - 第一号基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるため、ユニバーサルサービスとしてあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信サービス）に固定電話、公衆電話、緊急通報を位置付けるとともに、
  - 当該役務の提供事業者（NTT東西）に、第一種交付金を交付する制度（電話のユニバーサルサービス交付金制度）を創設。
- 第一種交付金の原資は、受益者負担の考え方にに基づき、N T T東西の電話網と接続する各事業者が負担（利用者に転嫁）

## 該当するサービス

固定電話      公衆電話      緊急通報  
 (110, 118, 119)

※1 携帯電話は、第一号基礎的電気通信役務ではない。  
 ※2 第一号基礎的電気通信役務に該当するサービスには、契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等が課される。

## 電話のユニバーサルサービス交付金制度

